

各計画の概要

1. 環境基本計画

環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、小牧市環境基本条例第8条に基づき策定する計画。小牧市環境基本条例では、環境基本計画に以下の事項を定めることとしている。

- ① 環境保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
- ② 環境施策の基本的な方向
- ③ 上記のほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づき策定する計画。小牧市においては、環境基本計画の中に包含している。

3. 地域気候変動適応計画

その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、気候変動適応法第12条に基づき策定する計画。

4. 生物多様性地域戦略

市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物多様性基本法第13条に基づき策定する計画。

【現在】

第三次小牧市環境基本計画

小牧市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)を包含



【中間見直し後】

第三次小牧市環境基本計画

小牧市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)
・
地域気候変動適応計画
・
生物多様性地域戦略
を包含